

# マレーシア

## 意匠法

2013 年法律 A1449 により改正された 1996 年 12 月 1 日法律 552

2013 年 7 月 1 日施行

### 目次

#### 第 I 部 序

第 1 条 簡略名称, 施行及び適用

第 2 条 適用の範囲

第 3 条 解釈

#### 第 II 部 管理

第 4 条 登録官, 副登録官及び登録官補

第 5 条 意匠登録局

第 6 条 意匠登録簿

第 7 条 信託の届出

第 8 条 登録簿の閲覧

第 9 条 認証謄本を証拠とすること

#### 第 III 部 意匠の登録

第 10 条 登録意匠の所有者

第 11 条 登録を出願して取得する権利

第 12 条 登録可能な意匠

第 13 条 公の秩序又は道徳に反する意匠

第 13A 条 延長又は回復されない登録

第 14 条 登録出願

第 15 条 複合出願

第 16 条 出願日

第 17 条 条約に基づく優先日及び優先権

第 18 条 出願の取下

第 19 条 出願の補正

第 20 条 補正後の出願分割

第 21 条 審査

第 22 条 登録及び公告

第 23 条 他の物品に係る同一意匠の登録

第 24 条 登録簿の更正

#### 第 IV 部 登録の存続期間

第 25 条 登録の存続期間

第 26 条 失効した登録の回復

第 27 条 登録の取消及び強制ライセンスの付与

第 28 条 裁判所の命令

#### 第 V 部 動産としての登録意匠

第 29 条 登録意匠は動産である

第 30 条 譲渡の登録等

第 31 条 共同所有

#### 第 VI 部 侵害

第 32 条 登録意匠の侵害

第 33 条 侵害訴訟

第 34 条 侵害訴訟における抗弁

第 35 条 侵害に対する救済

#### 第 VII 部 罰則

第 36 条 登録簿の虚偽記載等

第 37 条 登録の虚偽表示

第 38 条 「意匠登録局」の名称の使用

第 39 条 会社による犯罪

#### 第 VIII 部 登録官の他の権限

第 40 条 登録意匠の修正

第 41 条 登録官の一般的権限

第 42 条 裁量権の行使

第 43 条 期間の延長

#### 第 IX 部 雑則

第 44 条 郵便による送達

第 45 条 代理人

第 46 条 上訴

第 46A 条 知的所有権公報

第 47 条 規則

第 48 条 条約国

第 49 条 廃止及び留保規定

第 50 条 経過規定

## 第I部 序

### 第1条 簡略名称、施行及び適用

(1) 本法は、1996年意匠法として引用することができるものであり、大臣が官報による告示をもって指定する日に施行されるものとする。

(2) 本法は、マレーシアの全領域に適用する。

### 第2条 適用の範囲

本法は、本法の施行後になされる意匠登録出願及び当該出願に基づいてなされる意匠登録に適用する。

### 第3条 解釈

(1) 本法において、文脈上別段の解釈を必要としない限り、

「指定日」とは、2002年マレーシア知的所有権公社法において当該表現に付与されたのと同じ意味を有する。

「物品」とは、何らかの製造物品又は手工芸品をいい、それらの一部も、個別に作成され販売される場合は、「物品」に含める。ただし、2000年集積回路配置法にいう集積回路若しくは集積回路の一部又は当該集積回路を作成するために使用されるマスクは含めない。

「登録官補」とは、第4条(2)又は(3)に基づいて登録官補として任命された又は任命されたとみなされる者をいう。

「創作者」とは、意匠を創造する者をいう。

「条約国」とは、本法の適用上、ある国を条約国と宣言する第48条に基づく命令が現に有効である対象国をいう。

「公社」とは、2002年マレーシア知的所有権公社法に基づいて設立されたマレーシア知的所有権公社をいう。

「裁判所」とは、高等裁判所又はその裁判官をいう。

「副登録官」とは、第4条(2)又は(3)に基づいて副登録官として任命された又は任命されたとみなされる者をいう。

「意匠」とは、工業的方法又は手段により物品に適用される形状、輪郭、模様又は装飾の特徴であって、完成した物品において視覚に訴え、視覚によって判断されるものをいう。ただし、次のものを含まない。

(a) 構造についての方法若しくは原理

(b) 物品の形状若しくは輪郭の特徴であって、

(i) 当該物品が果たすべき機能によってのみ決定付けられるもの、又は

(ii) 意匠の創作者が、当該物品がその不可分の一部を構成することを意図している他の物品の外観に依存するもの

「法律上の人格代表者」とは、故人に関して、マレーシアの内外を問わず、故人の遺言検認状、故人の遺産管理状その他これに類するものが付与されている者をいう。

「大臣」とは、現に知的所有権に係る責任を負っている大臣をいう。

「公報」とは、第46A条に基づいて登録官によって発行される知的所有権公報をいう。

「所有者」とは、登録意匠の所有者として登録されている者又は該当事が2以上の場合は、

その各々をいう。

「原所有者」は、第10条により付与された意味を有する。

「所定の」とは、本法又は本法に基づく規則に基づいて規定されることをいい、特段の定め  
に言及がない場合は、官報に公布される命令により随時規定されていることをいう。

「登録簿」とは、本法に基づいて管理される意匠登録簿をいう。

「登録された」とは、本法に基づいて登録されていることをいう。

「登録意匠」とは、本法に基づいて登録されている意匠をいう。

「登録官」とは、第4条(1)において指定された意匠登録官をいう。

「表示」とは、意匠が適用される物品に関して、意匠が適用される物品の図面、模写若しくは  
見本又は当該図面、模写若しくは見本の写真をいう。

「組物」とは、数個の物品であって、同一の一般的特徴を有し、かつ、一括販売を常態とし  
又は一括使用を意図するものであり、各個に適用される意匠が、他の物品すべて若しくはそ  
の何れかに対して、同一であるか又は重要でない細部若しくは関連する取引において通常使  
用される特徴においてのみ異なるものをいう。

「新規性の陳述」とは、意匠に関し、意匠が適用される物品の表示に係る陳述であり、新規  
性主張の対象である表示の特徴を指摘するものをいう。

(2) 本法における物品への言及は、次のものへの言及を含むものとする。

(a) 組物

(b) 組物中の各々の物品、及び

(c) 場合により、組物及び当該組物中の各物品の双方

## 第 II 部 管理

### 第 4 条 登録官、副登録官及び登録官補

- (1) 公社の総裁は、意匠登録官とする。
- (2) 公社は、自ら決定する条件に基づいて、本法の適正な運用に必要な数の副意匠登録官、意匠登録官補及びその他の職員を公社が雇用する者の中から任命することができ、かつ、そのように任命された者又は(3)に基づいてそのように任命されたとみなされる者の任命を取り消すことができる。
- (3) 指定日の前に本法に基づいて副登録官、登録官補及びその他の職員としての職にあった者であって、マレーシア政府により公社の従業者として勤務する選択権を与えられ、かつ、それを選択したものは、指定日において(2)に基づいて副登録官、登録官補及びその他の職員として任命されたとみなされる。
- (4) 副登録官又は登録官補は、登録官の一般的指示及び監督並びに登録官が課する条件又は制限に従うことを条件として、本法に基づく登録官の如何なる職務も果たすことができ、かつ、本法により、登録官が行い若しくは署名することが指定され、許可され又は義務づけられた事柄は、何れの副登録官又は登録官補も行い若しくは署名することができ、また、副登録官又は登録官補の行為若しくは署名は、登録官が行ったものとして有効である。
- (5) 登録官は、公社が承認する図柄の印章を有するものとし、この印影は、司法上認知され、証拠として認められる。

### 第 5 条 意匠登録局

- (1) 意匠登録局及び本法の適用上必要な数の意匠登録支局を設置する。
- (2)-(3) (削除)
- (4) 願書その他の書類であって、意匠登録局に提出することを求められ又は許されるものは、意匠登録局の何れの支局に対しても提出することができ、かつ、当該願書その他の書類は、意匠登録局に対して提出されたとみなされる。

### 第 6 条 意匠登録簿

- (1) 登録官は、意匠登録簿と称する登録簿を管理し、維持するものとする。
- (2) 登録簿には、次の事項を記入する。
  - (a) 登録意匠の所有者の名称及び宛先
  - (b) 登録意匠の譲渡及び移転の届出、及び
  - (c) その他随時定められ又は登録官が適切と認める事項
- (3) 登録簿は、所定の様式及び媒体を以って維持管理するものとする。

### 第 7 条 信託の届出

明示であるか、黙示であるか、擬制であるかを問わず、信託の届出は登録簿に記入されず、登録官により受理されないものとする。

### 第 8 条 登録簿の閲覧

- (1) 登録簿は、所定の時間に、所定の条件に従って、公衆の閲覧に供されるものとする。

(2) 登録簿の記入の認証真正謄本又は抄本であって登録官の公印を押捺したものは、所定手数料の納付により、これを求める者に交付される。

#### 第9条 認証謄本を証拠とすること

(1) 登録簿は、本法により登録簿に記入されることを求められ又は許されるすべての事項の一応の証拠を構成するものとする。

(2) 登録官は、自己の署名及び公印により真正な謄本又は抄本として認証して、次の事項の謄本又は抄本を交付することができる。

(a) 登録簿上の記入又は書類、又は

(b) 意匠登録局における書類又は刊行物

(3) 当該認証公印を付した謄本又は抄本は、追加証拠又は原本の提出なく、すべての裁判所及び手続において、原本と同等の有効性を有する証拠として認容されるものとする。

(4) 登録官は、自己の署名及び公印により次のことを認証することができ、当該証明書は、証明書において特定される事項の一応の証拠として、何れの法的手続においても受理されるものとする。

(a) 本法により若しくは本法に基づいてなされること又はなされないことを求められる記入、事項又は事柄が、なされたか又はなされなかった旨、又は

(b) 意匠登録局における書籍、書類又は刊行物が当該証明書に指定される日付で公衆の閲覧に供された旨

## 第 III 部 意匠の登録

### 第 10 条 登録意匠の所有者

(1) 本条に従うことを条件として、意匠の創作者は、本法の適用上、意匠の原所有者として扱われる。

(2) 意匠が金銭又は金銭的価値を以ってする委託の遂行により創作される場合は、当該意匠を委託する者は、当事者間に別段の合意があればこれに従うことを条件として、意匠の原所有者として扱われる。

(3) (2)に該当しない場合において、意匠が業務遂行中の従業者により創作されるときは、当該従業者の使用人は、当事者間に別段の合意があればこれに従うことを条件として、意匠の原所有者として扱われる。

(4) 意匠の原所有者又は意匠の何らかの権利の譲受人は、意匠における当該人の権利の全部又は一部を、書面を以って他人に譲渡することができる。

(5) 意匠又は意匠を何らかの物品に適用する権利が、譲渡、移転又は法の適用の何れによるかを問わず、原所有者とは別の他人に単独で又は原所有者と共同で付与される場合は、当該他人又は場合により原所有者及び当該他人は、第 11 条の適用上、意匠の原所有者として又は当該物品に係る意匠の原所有者として扱われる。

(6) コンピュータにより創造される意匠であって人間が創作者でない場合は、意匠の創造に必要な準備をした者が創作者として扱われる。

### 第 11 条 登録を出願して取得する権利

(1) 意匠の原所有者は、意匠の登録出願権を有する。

(2) 2 以上の者が意匠の権利を所有する場合は、これらの者の間に別段の合意があればこれに従うことを条件として、当該権利を所有し、共同で行動する者はすべて、意匠の登録出願権を有する。

### 第 12 条 登録可能な意匠

(1) 意匠は、本法に従うことを条件として、新規性がない限り登録されないものとする。

(2) 登録出願される意匠は、当該出願の優先日前に、当該意匠が、又は関係する取引において一般的に使用される、重要でない細部若しくは特徴においてのみ当該意匠と異なる意匠が、次の場合に該当するときは、新規性を有しているとはみなされない。

(a) マレーシアの何れかの場所で公衆に開示されていた場合、又は

(b) 他の出願人によりなされたマレーシアでの出願であって、より早い優先日を有する他の意匠登録出願の内容であった場合において、その内容が当該他の出願に基づき付与された登録に含まれていたとき

(3) (2) (a) の適用上、意匠は、登録出願日前 6 月以内に、次の場合に該当することのみを理由としては、公衆に開示されたとみなされない。

(a) 意匠が公式又は公認の博覧会に展示された場合、又は

(b) 意匠が、出願人又は当該出願人の前権利者以外の他人により、当該他人又は別人により犯された不法行為の結果として、開示された場合

### 第 13 条 公の秩序又は道徳に反する意匠

公の秩序又は道徳に反する意匠は，登録されないものとする。

### 第 13A 条 延長又は回復されない登録

本法の他の規定に拘らず，2000 年集積回路配置法の施行前に，同法にいう集積回路若しくは集積回路の一部に適用される意匠又は同法にいう集積回路を作るのに使用されるマスクに適用される意匠が本法に基づいて登録されていた場合は，当該登録は，同法施行以後の如何なる時点においても，延長又は回復されないものとする。

### 第 14 条 登録出願

- (1) 意匠登録出願は，次のようになされるものとする。
  - (a) 所定の様式で作成し，意匠登録局に出願する。
  - (b) 意匠が適用される物品の所定数の表示を添付する。
  - (c) 出願に係る意匠に関する新規性の陳述を含める。
  - (d) 所定の手数料を添える。
- (2) 出願人の通常の居所又は主要事業所がマレーシア外にある場合は，出願人は，マレーシアにおいて代理人を選任し，意匠登録出願に係る手続の通知を当該代理人に対して送達できるようにするものとし，出願人が代理人の選任を怠る場合は，登録官は，代理人が選任されるまで出願の処理を拒絶することができる。

### 第 15 条 複合出願

2 以上の意匠は，国際意匠分類の同一クラスに係るか，又は同一の組物若しくは同一の物品構成に係る場合に限り，同一出願の主題とすることができる。

### 第 16 条 出願日

意匠登録出願の出願日は，次の条件のすべてが出願に関して満たされる最先の日とする。

- (a) 第 14 条にいう書類が出願人を特定すること
- (b) 意匠が適用される物品の所定数の表示が意匠登録局に提出されること，及び
- (c) 所定の出願手数料が納付されること

### 第 17 条 条約に基づく優先日及び優先権

- (1) 本条に従うことを条件として，意匠登録出願の優先日は，出願日である。
- (2) 出願は，マレーシアが加盟国となっている何れかの国際条約に従って，当該条約の何れかの締約国において又はついて，出願人又はその前権利者によりなされた 1 又は 2 以上の先の国内出願，地域出願又は国際出願の優先権を主張する宣言を含むことができる。そのような場合は，優先日は，当該先の国内出願，地域出願又は国際出願がなされた最先の日とする。ただし，本条に基づく出願が，当該最先日から 6 月以内になされていることを条件とする。
- (3) 出願が(2)に基づく宣言を含む場合は，登録官は，出願人に対して，先の出願がなされた官庁により真正であることを認証された先の出願の謄本を所定期限内に提出するよう要求することができる。
- (4) (2)にいう宣言の効果は，同項にいう条約に規定されたとおりとする。

(5) 本条又は本条に係る規則の要件の何れかが遵守されなかった場合は、(2)にいう宣言は無効とみなされる。

### 第18条 出願の取下げ

意匠登録の出願人は、出願を、登録官に対する書面による通知により、係属中いつでも取り下げることができ、当該取下げは撤回不能とする。

### 第19条 出願の補正

(1) 登録官は、自己に対する所定の様式による請求を受けたときは、意匠登録出願を補正することができる。

(2) (1)に基づく補正は、補正の結果、原出願において実体として開示されていなかった事項の包含により出願の範囲が拡大することになる場合は、これを行うことができない。

### 第20条 補正後の出願分割

(1) 第19条に基づく補正請求が認められ、かつ、当該補正が原出願の1又は2以上の意匠を排除する効果を有する場合は、出願人は、当該排除された意匠の登録につき、原出願の係属中いつでも、更なる出願(本条で「分割出願」という)を行うことができる。

(2) 分割出願は、原出願の優先日を享受する。

### 第21条 審査

(1) 意匠登録出願が出願日を付与され、かつ、出願が取り下げられていない場合は、登録官は、出願が方式要件を遵守するか否かを決定するために審査を行わせるものとする。

(2) 審査の結果、出願が方式要件を満たしていないと決定された場合は、登録官は、出願人に通知し、指定された期限内に当該判定に対する意見を表明し、また、当該方式要件を遵守するように出願を補正する機会を与えるものとする。

(3) 指定された期限内に、出願人が方式要件を遵守している旨を登録官に納得させることができないか、又は当該方式要件を遵守するように出願を補正することができない場合は、登録官は、意匠登録を拒絶することができる。

(4) 登録官は、出願人が聴聞を受ける機会を与えられるまでは、(3)に基づいて意匠登録を拒絶してはならない。

(5) 本条において、「方式要件」とは、本法及び本法に基づく規則の要件であって、当該規則により本法の適用上方式要件として指定されるものをいう。

### 第22条 登録及び公告

(1) 登録官は、意匠登録出願が第21条の要件を遵守していると判断した場合は、次のことを行う。

(a) 登録簿に所定の詳細を記載することにより意匠を登録する。

(b) 所定の様式により意匠登録証を出願人に交付する。

(2) 登録官は、その後できる限り速やかに、次の事項を公報に公告させる。

(a) 意匠が登録された旨の通知

(b) 登録所有者の名称及び宛先、及び

(c) 意匠を構成し又は意匠に係るその他の事項で、登録官の意見では公告することが望ましいもの

(3) 登録証は、それに記載された事実及び登録の有効性の一応の証拠であるものとする。

### 第23条 他の物品に係る同一意匠の登録

(1) 意匠が何れかの物品に関して登録されていて、当該意匠の所有者が次の登録を出願する場合は、出願は拒絶されてはならず、当該出願に基づいてなされる登録は、先の登録のみを理由として、又は先の登録出願に係る優先日後における当該出願に基づいて登録された意匠の開示若しくは使用のみを理由としては、無効にされない。

(a) 登録意匠の1又は2以上の他の物品に係る登録、又は

(b) 登録意匠で構成され、当該意匠の性格を変える程若しくは同一性に大きく影響する程ではない変更又は変形を加えた意匠の、同一又は1若しくは2以上の他の物品に係る登録

(2) 本条により登録された意匠の登録存続期間は、原登録意匠の存続期間及びその延長期間を超えないものとする。

### 第24条 登録簿の更正

(1) 本法の規定に従うことを条件として、次のとおりとする。

(a) 裁判所は、何らかの記入の登録簿への不包含若しくは登録簿からの脱落について、又は根拠薄弱な登録簿記入について、又は誤って登録簿に残っている記入について、又は登録簿記入の誤り若しくは欠陥について、不服のある者又は利害を有する者の所定様式による申請に基づき、当該記入の包含、記入、抹消若しくは変更又は当該誤り若しくは欠陥の訂正を求める、裁判所が適切とみなす命令を発することができる。

(b) 裁判所は、本条に基づく何らかの手續において、登録簿の更正に関して決定することができる。必要又は適切となるような疑義について決定することができる。

(c) 登録官は、登録意匠の登録、譲渡若しくは移転における詐欺の場合又は自己の意見によればそうすることが公益にかなう場合は、自ら本条に基づいて裁判所に申請することができる。

(d) 登録簿を更正する裁判所命令は、命令の通知が所定の様式により登録官に送達されるべきことを指示するものとし、登録官は、当該通知の受領により、登録簿を相応に更正するものとする。

(2) (1)に拘らず、裁判所は、登録官以外の者の申請に関しては、当該申請が登録官に通知されるまでは、何ら命令を発しないものとし、登録官は、当該申請に基づいて出頭し、聴聞を受ける権利を有するものとする。

(3) 登録簿の更正に係る申請は、(1)に基づいて裁判所に対してなされるべきものであるが、申請人が登録官自身でない場合は、申請人の選択により、最初は登録官に対してなすことができる。ただし、当該意匠に係る訴訟が係属中の場合を除く。

(4) 登録官は、自己に対してなされる登録簿更正に係る申請の何れの段階においても、当該申請を裁判所に付託することができ、又は申請人が登録意匠の所有者以外の者である場合は、登録官は、当該申請の申請人と併せ所有者も聴聞した後に、当事者間で疑義について決定することができる。

## 第 IV 部 登録の存続期間

### 第 25 条 登録の存続期間

- (1) 意匠登録は、意匠登録出願日に効力を生じたとみなされ、その後 5 年間存続するものとする。
- (2) 意匠登録の存続期間は、現行期間の満了前に延長申請が所定の様式でなされ、所定の延長手数料が納付されるときは、更に各 5 年間の期間を連続する 2 期に亘り延長することができる。
- (3) 所定の追加料金の納付を条件として、未納の延長手数料の納付期限日から 6 月の猶予期間が延長手数料の納付のために付与されるものとする。
- (4) 本条に従って延長申請がなされないか又は延長手数料が納付されない場合は、登録は失効し、登録失効の公告が公報に掲載されるものとする。

### 第 26 条 失効した登録の回復

- (1) 意匠登録の失効公告の公報掲載日から 1 年以内に、所有者又はその権原承継人は、次のことを行うことにより、意匠登録の回復を申請することができる。
  - (a) 所定の様式による回復請求の提出
  - (b) 未納の延長手数料及び回復のための所定の追加料金の納付、及び
  - (c) 意匠登録の延長懈怠に至った事情を説明する陳述書の提出
- (2) 登録官は、登録の延長懈怠が事故又は錯誤によるものであったことに納得する場合は、失効した登録を回復する意図の公告を公報に掲載することができる。
- (3) 利害関係人は何人も、当該公告から 3 月以内に、登録回復に対する異議申立書を登録官に提出することができ、かつ、回復申請人に当該通知の写しを送付するものとする。
- (4) (2) にいう公告日から 3 月の期間内に (3) に従って異議申立書が提出されない場合は、登録官は、意匠登録を回復させ、当該登録が失効しなかったものとしての効力を与え、また、公報に当該登録が回復された旨の公告を掲載するものとする。
- (5) (3) に従って異議申立書が提出される場合は、登録官は、異議申立人及び回復申請人に聴聞を受ける機会を与えた後に当該事項について決定を行なうものとし、登録を回復させる決定を行った場合は、登録は失効しなかったものとしての効力を有し、登録官は、当該登録が回復された旨の公告を公報に掲載するものとする。
- (6) 意匠登録の失効日と意匠回復の公報公告日との間になされた登録意匠の侵害に関しては、訴訟又は手続は提起してはならないものとする。
- (7) 本条に基づく回復の付与又は拒絶に係る登録官の決定に不服のある者は、裁判所に上訴することができる。

### 第 27 条 登録の取消及び強制ライセンスの付与

- (1) 意匠登録後はいつでも、何人も次の事項を裁判所に申請することができ、裁判所は当該申請に関して適正とみなす命令を発することができる。
  - (a) 第 12 条に従うことを条件として、意匠が意匠登録出願の優先日前に公衆に開示されていたことを理由とする意匠登録の取消
  - (b) 意匠登録が不法手段により取得されたことを理由とする意匠登録の取消、又は

(c) 当該意匠がマレーシアにおいて如何なる工業上の方法又は手段によっても、登録対象である物品に対して当該事件の事情において相応の程度にまでは適用されていないことを理由とする当該意匠に係る強制ライセンスの付与

(2) (1) (a) 及び(1) (b) の規定は、意匠の所有者が自己の所有する登録意匠の取消を登録官に請求する権利又は登録官が自ら適正とみなす他の理由で意匠登録の取消を命令する権限を害するものではない。

#### **第 28 条 裁判所の命令**

裁判所は、マレーシア以外の国との条約、協定又は取決めに反する命令を第 27 条に基づいて発してはならない。

## 第V部 動産としての登録意匠

### 第29条 登録意匠は動産である

- (1) 登録意匠は動産であり、本条に従うことを条件として、他の人的財産又は動産と同様に法の適用により譲渡、移転又は取引が可能である。
- (2) 登録意匠又は意匠の登録出願の移転は、登録簿に通知が記入されている又は登録官に通知がなされている他人に帰属する権利に従うことを条件とする。
- (3) 登録意匠又は意匠の登録出願の譲渡は、書面によるものでない限り、また譲渡人及び譲受人又は(場合により)それらの人格代表者によって又はその代理で署名されていない限り、効力を有さない。
- (4) (3)は、他の譲渡に関する場合と同様に担保の方法による譲渡に適用される。
- (5) 登録意匠は、他の人的財産又は動産と同様に担保権の対象とすることができる。
- (6) 登録意匠の所有者は、何人かに当該登録意匠を使用するライセンスを付与することができる。
- (7) 登録意匠に関する如何なる権利も、他の人的財産又は動産に関する場合と同様の方法で行使することができる。

### 第30条 譲渡の登録等

- (1) 何人かが次に対して権利を得た場合は、当該人はその権原又は権利を登録簿に登録するよう所定の様式により登録官に申請するものとする。
  - (a) 譲渡若しくは移転により又は法の適用により又は担保権取引により登録意匠に対して、又は
  - (b) 譲渡又は移転により意匠の登録出願に対して
- (2) 登録官は、(1)にいう権原又は権利の詳細を登録簿に登録する。
- (3) 登録意匠に係る譲渡若しくは移転又は法の適用又は担保権取引は、登録簿に登録されなければ第三者に対して効力を有さない。

### 第31条 共同所有

- (1) 意匠が2以上の者を受益者として登録される場合は、各人は、当事者間に別段の合意があればこれに従うことを条件として、登録意匠の均等な未分割持分に対する権利を有するものとする。
- (2) 2以上の者が登録意匠の共同所有者である場合は、本条に従うこと及び当事者間に別段の合意があればこれに従うことを条件として、次のとおりとする。
  - (a) 各人は、自ら又は代理人を介し、自らの利益のために、他の者の同意なく又は他の者への説明の要なしに、本項がなければ登録意匠の侵害となるような行為をなすことができる。
  - (b) 当該行為は、登録意匠の侵害とはならないものとする。
- (3) 2以上の者が登録意匠の共同所有者である場合は、当事者間に別段の合意があればこれに従うことを条件として、これらの者の何れも、他の者の同意なしに、登録意匠の実施に係るライセンスを付与し又は登録意匠における自己の権利を譲渡し若しくはこれに譲渡抵当を設定してはならない。
- (4) 本条の規定は、登録意匠に対して効力を有するのと同様に意匠登録出願の権利に対して

効力を有するものとし、登録意匠への言及は、意匠登録出願の権利への言及を含むものとする。

## 第 VI 部 侵害

### 第 32 条 登録意匠の侵害

(1) 本法の規定に従うことを条件として、登録意匠の所有者は、登録意匠が適用されている何らかの物品を、販売若しくは賃貸のため又は何らかの取引若しくは事業目的での使用のために製造若しくは輸入し、又は販売若しくは賃貸し、又は販売若しくは賃貸の申出若しくは陳列をする排他権を有するものとする。

(2) 第 30 条に従うことを条件として、何人も、意匠の所有者のライセンス又は同意なしに次の事柄の何れかを当該意匠登録の存続期間中に行う場合は、意匠登録により付与された権利を侵害することとなる。

(a) 当該意匠又はその偽造若しくは明白な模造を当該意匠の登録対象である何らかの物品に適用する場合

(b) 当該意匠又はその偽造若しくは明白な模造が所有者のライセンス又は同意なしにマレーシア外で適用された物品を、販売のため又は何らかの取引若しくは事業目的での使用のためにマレーシアに輸入する場合

(c) (a) 及び (b) にいう物品の何れかを、販売し、販売の申出をし若しくは保管し、又は賃貸し、賃貸の申出をし若しくは保管する場合

(3) (1) に拘らず、登録意匠の所有者の権利は、マレーシアに合法的に輸入され又はマレーシアで合法的に販売された後に、所有者により又は所有者の同意を得て登録意匠が適用される物品に係る行為に対しては及ばない。

### 第 33 条 侵害訴訟

(1) 登録意匠の所有者は、意匠登録により付与された権利の何れかを侵害したか又は侵害しつつある者に対して、法的手続を提起する権利を有するものとする。

(2) 登録意匠の所有者は、侵害を生じる虞がある行為をなした何人に対しても、同様に法的手続を提起する権利を有するものとする。

(3) (1) 及び (2) にいう手続は、侵害行為から 5 年経過後は提起することができない。

(4) 本条の適用上、「登録意匠の所有者」とは、登録された所有者を意味し、譲受人、ライセンス又は第 27 条に基づいて付与された強制ライセンスの受益者を含む。登録された所有者以外の者が手続を提起する場合は、当該人が、自ら被害者である侵害について手続を提起するよう登録所有者に対して予め請求していること及び登録所有者が、当該請求受領後 3 月以内に手続を提起することを拒絶し又は怠ったことの証明がなされなければならない。ただし、登録所有者が当該手続に参加する権利は害されない。

### 第 34 条 侵害訴訟における抗弁

意匠の登録を取り消すことができる何れかの理由は、登録意匠の侵害訴訟における抗弁とすることができる。

### 第 35 条 侵害に対する救済

(1) 登録意匠の所有者が、侵害がなされたか又はなされつつあることを証明する場合は、裁判所は、損害賠償額又は利益の算定を裁定することができ、かつ、更なる侵害を防止するた

めの差止命令その他の法的救済措置を付与することができる。

(2) 登録意匠の所有者が、侵害を生じる虞がある行為がなされつつあることを証明する場合は、裁判所は、侵害を防止するための差止命令その他の法的救済措置を付与することができる。

(3) 裁判所は、被告が次の事項につき裁判所を納得させる場合は、侵害に係る損害賠償額の裁定又は利益の算定に係る命令発出を拒絶することができる。

(a) 侵害時に、意匠が登録されていることを被告が知らなかったこと、及び

(b) 侵害時前に、意匠が登録されていたか否か確かめるために被告があらゆる合理的な手段を講じたこと

(4) 次のとおりでない場合は、裁判所は、侵害に係る譲渡若しくは移転により又は法の適用により又は担保権により登録意匠に対する権利を得た登録意匠の所有者に対して費用を裁定することを拒絶する。

(a) 当該人の権原又は権利の登録の申請が、関連取引の日に始まる6月の期間の終了前に第30条に基づいてなされる。又は

(b) 当該期間の終了前に当該申請がなされることが実際的でなかったこと、かつその後可及的速やかに申請がなされたことに裁判所が納得する。

## 第 VII 部 罰則

### 第 36 条 登録簿の虚偽記載等

次の行為をなす者は犯則者であり、有罪判決により 15,000 リンギット以下の罰金若しくは 2 年以下の懲役又はこれらを併科される。

- (a) 登録簿に虚偽の記入をし又はさせること
- (b) 意匠登録局における書類又は刊行物の認証謄本に不正記入をし又はさせること
- (c) 登録簿の記入の写しと見せかけた虚偽の書類を作成し又は作成させること
- (d) (b) 又は (c) にいう書類又はその中の記入が虚偽であることを承知の上で、当該書類を証拠として作成若しくは提出し又は作成若しくは提出させること、又は
- (e) 自己が登録意匠の所有者である旨の虚偽の主張をし、又は登録意匠の所有者の資格で若しくは代理として行動している旨の虚偽の表示をすること

### 第 37 条 登録の虚偽表示

(1) 当該人により対価を得て取り扱われる物が、意匠登録により保護されている物品である旨の虚偽の表示をなす者は犯則者であり、有罪判決により 15,000 リンギット以下の罰金若しくは 2 年以下の懲役又はこれらを併科される。

(2) (1) の適用上、「登録意匠」の語又は登録意匠を適用している物である旨を明示若しくは黙示する他の語若しくは他の語句を、押印し、彫り込み、銘記し又はその他の方法で付された物品を対価を得て取り扱う者は、当該物品が意匠登録により保護されている物品である旨を表示するとみなされる。

(3) 当該意匠に係る登録が満了し又は取り消された後であって、当該表示がなされないように又は継続表示されないように当該人が手段を講じるのに合理的に十分な期間の終了前に、意匠に係わる表示がなされている場合は、(1) は適用されない。

(4) 本条に基づく罰則手続において、何人にとっても、当該犯罪を防止するために自ら当然の努力をしたことを証明することは、抗弁となるものとする。

(5) 本条は、登録意匠に関して効力を有すると同様に、意匠登録を出願する権利に関しても効力を有するものとし、登録意匠への言及は、意匠登録を出願する権利への言及も含むものとする。

### 第 38 条 「意匠登録局」の名称の使用

「意匠登録局」の語を、又はその他の語であって当該人の事業所が意匠登録局であり若しくは意匠登録局と公式に関係している旨を示唆するものを、当該人の事業所又は当該人が発行する書類その他に使用する者は犯則者であり、有罪判決により 15,000 リンギット以下の罰金若しくは 2 年以下の懲役又はこれらを併科される。

### 第 39 条 会社による犯罪

(1) 会社により犯された本法に基づく犯罪が、その会社の取締役、管理職、秘書役その他これに類する幹部又はそのような資格で行動すると称する者の同意若しくは黙認の下に犯されたこと又はこれらの者の怠慢に起因することが証明される場合は、その会社と並んでこれらの者も反則者となり、本法に規定されるとおり訴追し、相応に罰するものとする。

(2) 会社の業務がその構成員により管理されている場合は、ある構成員の管理機能に関連する行為及び怠慢に関しては、その者がその会社の取締役であるものとして、(1)を適用する。

## 第 VIII 部 登録官の他の権限

### 第 40 条 登録意匠の修正

- (1) 登録意匠の所有者は、大臣により制定された規則に従って、登録官に対し、登録意匠又は関連書類を、誤記若しくは明白な錯誤の訂正のため、又は登録官が受容することができるその他の理由で修正するよう請求することができる。
- (2) 修正請求は、所定の手数料を伴うものとする。
- (3) 誤記又は明白な錯誤の訂正を目的とする場合を除き、当該修正が、修正前に開示されていた事項の範囲を超える事項を開示する結果になるとき又は当該意匠の登録時に付与された保護を拡大する効果を有することになるときは、本条に基づく修正を行ってはならない。
- (4) 意匠登録の有効性が係争の対象となり得る手続が裁判所で継続中である場合は、本条に基づいて意匠登録において修正することは認められない。
- (5) 本条に基づいて登録簿が修正された場合は、登録官は、登録証を自己に対して提出するよう要求して、登録証を取り消すことができ、登録簿修正の結果必要となる修正を施した新たな登録証を発行することができる。

### 第 41 条 登録官の一般的権限

- (1) 登録官は、本法の適用上、次のことを一般的に行うことができる。
  - (a) 証人を召喚すること
  - (b) 宣誓証拠を受領すること
  - (c) 書類又は物品の提出を要求すること、及び
  - (d) 自己の下での手続の当事者に対し費用を裁定すること
- (2) 正当な理由なく(1)(a)、(1)(b)又は(1)(c)に基づく登録官による召喚、命令又は指示に従わない者は犯則者であり、有罪判決により 2,000 リンギット以下の罰金若しくは 6 月以下の懲役又はこれらを併科される。
- (3) 登録官により裁定された費用の納付が履行されない場合は、当該費用を裁定された者は、管轄裁判所において回収することができる。

### 第 42 条 裁量権の行使

本法又は本法に基づく規則により登録官に何らかの裁量権が与えられる場合は、登録官は、自己の決定により不利益を受ける者に対して聴聞を受ける機会を与えないで当該権限を行使してはならない。

### 第 43 条 期間の延長

第 17 条(2)及び第 50 条の規定に従うことを条件として、本法又は本法に基づく規則により行為又は事柄がなされるべき期間が指定されている場合において、登録官は、裁判所により別段の指示が明示的になされていない限り、当該期間満了の前又は後を問わず、所定の手数料の納付があったときは、当該期間を延長することができる。

## 第 IX 部 雑則

### 第 44 条 郵便による送達

本法又は本法に基づく規則により発することが求められ又は許されている通知及び本法又は本法に基づく規則に基づいて作成又は提出することが求められ又は許されている申請その他の書類は、郵便により発し、作成し又は提出することができる。

### 第 45 条 代理人

(1) 本法又は本法に基づく規則により、意匠又は意匠に係る手続に関して、何らかの行為が何人かにより又は何人かに対してなされなければならない場合は、当該行為は、所定の様式により適正に授權された当該人の代理人により又は代理人に対して、本法又は本法に基づく規則に従い、又は特定の場合は登録官の特別許可により、なすことができる。

(2) 登録官は、代理人であって、詐欺若しくは不正行為を含む犯罪の有罪判決を受けた者又は未復権破産者となった者又は何らかの職能団体の会員名簿から抹消その他排除された者又は当該団体若しくはその委員会により業務を行うことを現に差し止められている者を認知する義務はないものとする。

### 第 46 条 上訴

(1) 登録官の決定又は命令に不服のある者は、裁判所に上訴することができる。

(2) 民事における下級裁判所の決定に対する高等裁判所への上訴に係る手続規則と同一の上訴手続規則が、(1)に基づく上訴に適用されるものとする。

### 第 46A 条 知的所有権公報

(1) 登録官は、次の事項を含む知的所有権公報を発行する。

(a) 本法又は本法に基づいて制定される規則に基づいて公告することを求められる意匠に関するすべての事項、及び

(b) 意匠に関するその他の情報又は事項であって登録官が原則的に有益又は重要とみなすもの

(2) 公報は、所定の手数料の納付をもって公衆の利用に供される。

(3) 公報における公告は、本法又は本法に基づいて制定される規則に基づいて公告することを求められる事項の十分な通知を構成する。

(4) 公報の謄本はその提出があるときは、謄本が発行されたことの追加証拠の提出なく法的手続において証拠として認容される。

(5) 公報の謄本は、記載事実の一応の証拠とされる。

(6) 公報が 2 以上の様式で発行された場合、公報の発行日は公報が何れかの様式で最初に発行された日とする。

### 第 47 条 規則

(1) 本法の規定に従うことを条件として、大臣は、本法の規定を施行するための規則を制定することができる。

(2) 本法に基づいて制定される規則は、特に、かつ、(1)の一般性を害することなく、次の事

項のすべて又は何れかを規定することができる。

- (a) 書類の送達を含め、本法に基づく登録官又は意匠登録局の下での手続その他の事項に関して守るべき手順を規定すること
- (b) 意匠登録のために物品を分類すること
- (c) 意匠登録に係る書類の副本を作成又は要求すること
- (ca) 第 30 条に基づいて求められる事項の登録についての手順を規定すること
- (cb) 公報に公告されることが求められる事項又は情報を規定すること
- (d) 手続その他の事項に関して、又は登録官若しくは意匠登録局による業務の提供に関して納付されるべき手数料について規定し、当該手数料の金額を規定し、また、若干の所定の場合異なる手数料を認容すること
- (e) 本法に基づいて使用される様式その他の事項を規定すること
- (f) 登録簿の維持管理について規定し、かつ、登録簿の様式及び内容を規定すること
- (g) 本法に基づく登録官の下での手続において証拠を提出する方式を規定し、かつ、証人の出頭並びに書類の開示及び提出を強制する権限を登録官に付与すること
- (h) 登録官又は意匠登録局の下での手続その他の事項に関して要求された事項をなすこと
- (i) 登録官又は意匠登録局に対して出願人その他の当事者を代表する代理人の認知規準を示し、登録官又は意匠登録局に出頭することを認容される前に当該代理人が満たすべき資格その他の条件を規定し、また、その他当該代理人としての行動を規定すること
- (j) 期限を規定すること、及び
- (k) 本法に基づいて特に規定されているか否かを問わず、意匠登録局において遂行される意匠登録業務に係る事項を一般的に規定すること

#### 第 48 条 条約国

- (1) 大臣は、マレーシアと他国との間の条約、協定又は取決めに履行する目的で、官報に公布する命令により、当該命令において指定された国が本法適用上の条約国である旨を宣言することができる。
- (2) 大臣が、意匠保護に係る出願が、2 以上の条約国の間に存続する条約の条件により当該条約国の 1 でなされた出願と同等である旨を命令により宣言する場合は、最初に言及した出願は、本法の適用上、その条約国でなされたものとみなす。
- (3) 大臣が、意匠保護に係る出願が、ある条約国の法律に従って、当該条約国でなされた出願と同等である旨を命令により宣言する場合は、最初に言及した出願は、本法の適用上、その条約国でなされたものとみなす。

#### 第 49 条 廃止及び留保規定

- (1) 1949 年英国意匠(保護)法、サバ英国意匠(保護)条例、及びサラワク意匠(英国)条例(以下一括して「廃止法」という)は、ここに廃止する。
- (2) (1)に拘らず、次のとおりとする。
  - (a) 廃止法に基づいて制定された下位法は、本法の規定に反していない限り、効力を継続し、本法に基づいて制定されたものとして効力を有し、かつ、そのようなものとして廃止、延長、変更又は改正することができる。
  - (b) 廃止法又は廃止法に基づいて制定された下位法に基づいてなされた任命は効力を継続し、

大臣が別段の指示を行わない限り、本法に基づいてなされたものとしての効力を有する。

(c) 廃止法に基づいて保護され、かつ、本法の施行直前に有効であった登録は、当該登録に規定された条件及び有効期限に従うことを条件として、効力を継続し、本法に基づいてなされたものとしての効力を有する。ただし、その後の延長は、第 50 条(2)に従うものとする。

#### **第 50 条 経過規定**

(1) 本法の施行前に意匠登録出願が英国の 1988 年著作権・意匠・特許法により改正された英国の 1949 年登録意匠法に基づいてなされ、出願係属中である場合は、出願人は、本法の施行後 12 月の期間内に、本法に基づく意匠登録出願をなすことができ、この出願は、当該出願に対して英国において付与されている優先日を付与されるものとする。

(2) 英国の 1949 年登録意匠法に基づいて付与された登録証は、廃止法に基づいて付与された最大有効期限を有するものとし、当該目的での延長手続は、本法第 47 条に基づいて制定された規則に規定されるとおりとする。